

# 華誠の知的財産権ニュースレター

2017年12月 第10期

## 目次

- 中国海洋分野における特許出願件数に強い増加の勢い
- 中国の知的財産権強国の建設についてのデータ

公式サイト: [www.watson-band.com.cn](http://www.watson-band.com.cn)

Eメール: [mailip@watson-band.com.cn](mailto:mailip@watson-band.com.cn) | [mail@watson-band.com.cn](mailto:mail@watson-band.com.cn)

## 中国海洋分野における特許出願件数に強い増加の勢い

中国海洋発展研究会は『国家海洋革新指数報告2016』を初めて公開発表した。この報告では、2001年の中国国家海洋革新指数を基数100とし、2015年中国国家海洋革新指数は917に達した。

中国の海洋分野における特許出願件数の増加の勢いは強く、2001年の248件から2015年には4,333件に達した。件数は17倍に増加し、特に2007年以降、特許件数は年々20%以上の増加を続けており、高速発展期を迎えた。そのうち、発明特許は60%以上を占めており、中国の現在の海洋分野における技術革新の潜在的可能性を側面から反映している。

総合すると、中国の海洋分野における特許の研究開発の実力の分布はバランスが取れており、主要な出願人が相対的に集中しており、次第に世界の海洋特許の方面における件数の優位を占めてきている。

iprdaily.cnより

## 中国の知的財産権強国の建設についてのデータ

中国は、発明特許の出願件数が年間百万件を超えた初の国家で、出願件数は世界総件数の約40%を占めており、アメリカ、日本に続いて、国内の有効発明特許の所有件数が百万件を超えた第三の国となり、トップ25位に入った最初の中所得経済体であり、また、世界で特許、商標、及び工業製品の意匠の出願件数が最も多い国家である。

2013～2016年	国家知識産権局の受理件数		
発明特許の出願	4,194,000件		
発明特許の授権	1,204,000件		
実用新案特許の出願	4,364,000件		
意匠特許の出願	2,444,000件		
《特許協力条約》 (PCT) 国際特許出願	125,000件		
2013～2016年	特許審査結審案件件数	過去五年間との対比による増加倍数	案件完結までの期間
発明特許の出願	2,363,000件	2.5	22ヶ月 (実体審査の期間)
実用新案特許の出願	4,383,000件	3.0	3ヶ月
意匠特許の出願	2,739,000件	1.6	3ヶ月
拒絶査定不服審判請求案件	90,000件	2.7	11.9ヶ月
無効審判請求案件	15,000件	1.3	5.1ヶ月
完了したPCT国際検索	135,000件	3.1	

表1

2017年6月末まで	数量
弁理士有資格者	36,721人
弁理士従事者	15,945人
特許代理機関	1,651社
新しく設立された特許代理機関	143社
知的財産権の専門人材	>150,000人
知的財産権に携る従業員	>500,000人
京津冀地区の発明特許保有件数	230,000件
長江経済ベルトがカバーする省市の発明特許保有件数	551,000件
知的財産権の試行地点模範都市	64都市
特許のパイロット試行地点産業パーク	17ヶ所
特許のパイロット試行地点業界協会	13団体
特許のパイロット試行地点企業	115社
WIPO、関係国及び地域との多国間、二国間協力協議を結んだ	199件
“特許審査ハイウェイ”（PPH）協議を結んだ国家及び地域	23カ国及び地域
知的財産権システムによって摘発した模倣品による特許権侵害事件	141,000件
全ての裁判所が受理した知的財産権民事事件件数	>100,000件
特許実施許諾の届出手続きが行われた案件件数	31,400件
実施許諾の金額	20,800,000,000元
特許を担保とした融資	205,700,000,000元
特許集約型産業の増加値	26,700,000,000,000元

表 2

国家知識産権局とWIPOによる共同選評	金賞	優秀賞
特許賞	80件	1,819件
意匠賞	20件	239件

表 3

WIPOによる2016年PCT国際特許出願状況の報告

PCT国際特許出願件数の世界ランキング	企業	件数
第一位	中興	4,123件
第二位	華為	3,692件

表 4

## WIPO加盟国（189カ国）の知的財産権管理モデル

モデル	国家数
集中管理モデル	183
特許と商標の統一管理モデル	107
特許、商標、著作権の統一管理モデル	76
特許、商標、著作権の機関が別々に設置されているモデル	6（中国、朝鮮、カンボジア、エジプト、ギリシャ、オランダ）

表 5

『特許費用減免弁法』の調整は、企業により有利な費用減免政策を提供し、企業に優遇を確実に与える。

『特許費用減免弁法』	調整前	調整後	説明
特許年金納付減免の年度	3年	6年	出願人はオンラインで届出情報を記入して提出する；当該弁法が実施された後、天津市では2017年の上半期だけで5,000社の企業が特許費用4,000万元を減免された。
個人の納付減免の年度の収入	<25000元	<42000元	
事業単位、社会団体、非営利性の科学研究機関などの単位の費用減免の請求	経済的に困難なことを証明する証書の提出	経済的に困難なことを証明する証書の提出不要	
1単位の出願人ごとの減免比	70%	85%	

表 6

『知識産権』雑誌2017年第10期より